

岡山大学経営協議会規則（平成16年岡大規則第5号）
第2条第1項第3号に規定する委員の選任に関する方針

令和3年 9月27日
国立大学法人岡山大学

経営協議会は、国立大学法人の業務の成果を最大化する法人経営を実現するため、多様な関係者の幅広い意見を聴き、その知見を積極的に法人経営に反映させるための会議体であることを踏まえ、岡山大学経営協議会規則第2条第1項第3号に規定する委員（学外委員）の選任に当たっては、以下のような方針により委員の選任を行うこととする。

1. 大学に関し高い識見を有し、その領域における幅広い経験と実績並びに十分な社会的信用を持ち、その知見を積極的に法人経営に反映させるための助言ができる者であること。
2. 経済界や教育関係をはじめ、領域のバランスを考慮して多様な視点から助言できる者を選任すること。
3. 本学の学都構想の下に、本学と地域の発展のために多様な視点から助言ができる者であること。

以 上